

		町内におけるサテライトオフィスの新設
補助要件	業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・映像情報制作・配給業 ・デザイン業 ・機械設計業 など
	企業投資額	要件なし
	雇用者数	新規雇用者2人以上
計画書添付書類		<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業内容の特徴を記載した書類 (2) 投資額の内訳書及び見積書 (3) サテライトオフィスの設置に要する費用の資金調達計画を記載した書類 (4) 従業員の配置計画及び雇用計画 (5) 設置するサテライトオフィスの位置図、配置計画図及び現状写真 (6) 法人である場合は次の書類 <ul style="list-style-type: none"> イ 定款及び商業登記法に基づく登記事項証明書 ロ 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書 その他業務、財産及び損益の現況を示す書類 ハ 法人の沿革及び現況を記載した書類
補助金	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋及び償却資産の取得費 ・町外からの移転費 ・電気施設設置に係る負担金 ・土地、家屋及び償却資産の賃借料（3年分） ・家屋の改修費 ・備品の取得費 ・通信回線使用料（3年分） など
	補助率	対象経費の25%
	補助金額	対象経費×25%+新規雇用者数×50万円（町民100万円） ※ただし、上限額1,500万円
	交付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産の取得費、移転経費、家屋改修費等の投資額、及び新規雇用者数に50万円（町民100万円）を乗じた額は操業開始日から1年以内 ・償却資産の賃借料、及び通信料は操業開始日から3年経過後

補助金交付の流れ

